

第4号様式(第9条関係)

平成28年度第2回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	平成29年1月31日(火)午後4時~6時
場 所	大田区役所本庁舎9階入札室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局(説明者)	遠藤副区長、玉川総務部長、小泉経理管財課長、深川施設保全課長、石井建設工事課長 鈴木都市基盤整備部副参事(土木工事担当)、長谷川地域基盤整備第一課長、寺林大森地域基盤整備担当係長、片倉契約担当係長、前田契約担当係長
議事概要	1 開会 2 副区長挨拶 3 委員紹介 4 委嘱状交付 5 議事 (1)委員長選出 (2)職務代理者指名 (3)指名停止措置の状況について (4)平成28年度上半期 工事請負契約について (5)平成28年度上半期 工事請負契約抽出案件について (6)その他 6 閉会 ※詳細は、別紙のとおり
審議の対象とした期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日 (合計183件、制限付き一般競争入札90件、総合評価落札方式7件、希望制指名競争入札22件、指名競争入札5件、随意契約59件)
提出された報告資料	平成28年度 第2回大田区入札監視委員会次第 資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表、発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第2回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書
審議した事案	抽出事案計5案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」(資料3)のとおり
主な意見・質問回答等	別紙のとおり
備 考	

平成 28 年度第 2 回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

1 委員長選出

大田区入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という）第 4 条第 1 項に基づき、全員一致で内山委員を委員長に選出。

2 職務代理者指名

要綱第 4 条第 3 項に基づき、内山委員長が宮本委員を職務代理者に指名。

3 指名停止措置の状況について

事務局より資料 1 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none">・指名停止の期間が、常々短いように感じているが、要綱で決まっているので仕方がない。 しかし、2つの事柄で指名停止になっているものがあるが、停止期間が重複しており、指名停止した意味合いが無いのでは。重複しないようにするべきでは。・2つの事柄で指名停止になるのはレアケースかもしれないが、対応できるよう要綱を整備すべきでは。・是非、要綱を変えてほしい。・要綱を変えないのであれば、運用で対応するなり、何らかの形で対応してください。・粗雑工事によるものは、検査の時点で判らなかったのか。検査体制として、どうなのか。区として何か考えることは無いか。	<ul style="list-style-type: none">・開始時期については、区内部でも検討しました。指名停止の始期については、要綱に指名停止の事由により規定されています。現行の要綱では、前回の停止が終わってから引き続き行う規定が無いため、結果として今回の始期の設定となりました。・本件は、他の自治体でも指名停止しています。始期についても、問い合わせを行いましたが、自治体によって、様々でした。・ご意見を受け止めさせて頂いて、他の自治体の状況も改めて確認しますので、預からせてください。・不良箇所が平板の下で、完成検査時には、わかりません。施工中の状況は、工事記録写真撮影基準により施工箇所を特定して、工事中の写真の提出を求めています。今回、工事不良が発見されたのは、定められた撮影場所ではありませんでした。

4 平成 28 年度上半期工事請負契約について

事務局より、資料 2-1～2 に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none">・総金額が、今年度の上半期は 67 億円だが、27 年度上半期で 120 億、下半期で 30 億となっており、今年度は、かなり減少している。下半期はどのくらいの発注を見込んでいるのか。今年度の契約金額が半減した事情があるのか。	<ul style="list-style-type: none">・27 年度は、10 億を超える規模の学校の改築の大型案件が 2 件あったため、突出して多くなりました。28 年度下半期の発注状況ですが、年度内工期の案件は、工期自体が短く大型の案件はございません。ただし、1 件のみ本庁舎耐震性向上改修工事は、債務負担工事で工期も長く 25 億円弱となっています。下半期の発注は、40 億円を超える見込です。発注金額は、案件の状況で年により増減します。上半期と下半期では上半期の方が金額が大きくなります。また、29 年度は、大型案件が年度当初に例年よりも多く発注されますので、金額が増加します。

5 平成 28 年度上半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した 5 案件について、事務局より資料 3～8 に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付き一般競争入札案件（1 件）

- (仮称) 大森東水辺スポーツ広場不陸整正工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none">・6か月前に指名停止になった業者が落札したが、制度としては、指名停止が終わっているので、やむを得ないが、別の案件で、指名停止の理由が工事自体に問題があった業者などは、契約時に二度とやらない旨の誓約書などの提出を求めているのか。・工事概要を見ただけでは、工事の内容と規模がわからないが、一番工事費が掛かっているのは、擁壁工事ですか。・工事件名が不陸整正になっているが、元々ずさんな工事だったのでそれを修正する工事なのか。	<ul style="list-style-type: none">・現在は、指名停止後に誓約書等は求めておりません。ご指摘のように、工事自体に問題があった業者については、自覚を持ってもらうためにも提出を求める必要かと考えます。工事に問題があったことが判った時点で、会社としてどう是正するのか再発防止はどうするのかと、反省を求めています。優良業者は表彰制度があります。こちらは、過去数年以内に指名停止があると受賞できません。・補強土壁が延長 150m 程度あり、また、基盤整備という事で、小中の擁壁を設置しており、やはり擁壁の工事になります。・元々、空き地の状態で未使用だった土地を、上部の部分をビーチバレーコートに使用するために整地しました。

(2) 総合評価落札方式（1件）

○ アスファルト舗装工事(基一工一7)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式と言いながら、上半期は全件、金額だけで決まったということですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上半期は全件、予定価格内に入った業者は1者だけでした。
<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、技術点が一番高かった業者が一番低い金額で落札となったので、結果として総合評価方式の目指すところの技術力のある者と契約になったということですね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の入札監視委員会で報告予定の28年度の下半期案件で、1件のみ総合点が同点で抽選になり、結果として、技術点が高い業者の方が落札したもののが有りました。
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式は、技術点を評価して契約する形ですが、この工事は、工期が12月に終わって、評価が出ているかどうか判りませんが、この工事の評価はどうなっていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平均的な評価であったと思います。この程度の規模の工事だと、なかなか差が付きにくい状況です。
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式による工事案件の選定は、特に優良な工事をしてほしいという事で特定しているので無く、一般的に工事金額の基準により案件を選んでいますね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経理管財課で年間の予定期数を決めており、業種ごとに件数を割り振って実施しています。工事金額が選定の基準になっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式は、難しく無い工事を選定するのではなく、技術の優劣の差が出やすい工事を選定するようにし、また、簡易な工事は、価格だけで決めて総合評価方式で無くても良いでは。区の考えは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式は、最終的に行き着くところは大規模工事で業者側の工夫・技術の高さ等が反映されるというところを目指すのですが、現状では、総合評価落札方式が始まってそんなに間もないということもあり特別簡易型で一番スタートラインに立つもので工夫が無く、実質価格に引っ張られる形で落札が決っています。特別簡易型から簡易型への移行は、各区とも様子見の状況です。
<ul style="list-style-type: none"> ・難しい工事で無くても業者によって、工事が丁寧な業者と雑な業者がいると思うが、そういう点も技術点に反映していると考えて良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりです。交通量が多い等施工の困難性や工事の進め方等も考慮されます。
<ul style="list-style-type: none"> ・行政側も手間をかけているのでそれなりも効果が得られないといけないのでは。総合評価方式の趣旨にあった契約をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度以降は、さらに件数を増やし検証を進め、ご指摘いただいた工事内容についても総合評価方式に相応しい案件選定をしていきたい。

(3) 希望制指名競争入札（1件）

- 大森スポーツセンター冷温水流量計改修工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が 9.9. 1 %と高くなっているが、積算と相関関係があるのか。区で分析をしていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に分析等はしていませんが、工事の内容からすると流量計ということで、ある程度製品が特定され、工事金額全体に占める製品の金額の比率が大部分を占め、業者の工夫する部分が少ないこともあります。 ・本件の機器は、複数のメーカーが製作していますが、そんなに流通している物ではありません。新築時に、機器の交換を当初から想定しており、バイパスの配管とバルブを設置し、交換を容易にできるようになっており、手間も掛からず機器代の比率が高かったのかなと思います。

(4) 指名競争入札（1件）

- 仮称下丸子通所施設改修工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・前回の一般競争入札の時、2者が手を挙げ、2者とも辞退しているが、今回の指名競争入札では、この2者を含め指名し、1者は、また辞退、もう1者は入札している。前回の時に入札すればと思うが、何か状況が変わったのか。 ・前回と今回で工事内容が変わっているのか。 ・前回の入札の時に、どうして応じなければならないのか、金額についても業者にヒアリングする所も有ると聞いているが、大田区ではどうか。本件は行ったのか。 ・工事内容としては、一部の非耐震壁を外したり内装仕上げを変えたりしたのか。 ・抽出案件の業者の他の入札参加状況も確認することによって、より内容の検討がし易くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者に確認したところ、前回の時は、この工事の代理人に従事させようと考えていた者が、他の工事に従事していて出せないので見送ったとのこと。今回の入札では、時期が前回より 1 カ月遅くなったため、他の工事が終わって従事可能となったので入札したことです。 ・仕様と工期を見直しています。 ・工事内容は、ほとんど変わっていません。仮設の考え方や工期の関係で積算は変わっています。 ・1 者でも入札者があれば、大田区でも行っています。本件については、2 者とも辞退のため、辞退理由については確認しましたが、金額については、2 者とも辞退のため金額のヒアリングはしていません。 ・主に内装の改修ですが、建物の強度に影響しないコンクリートの壁を大部分撤去するなどして、新施設への対応をしています。

(5) 隨意契約（1件）

○ 佐伯山緑地造成工事（擁壁）その1

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
・なぜ本件は、再度入札をせず不落隨契になったのか。	・不落隨契は予定価格を超過した場合、真にやむを得ない場合にのみ、大田区では不落隨契の協議に入ることとしています。しかし、金額の乖離が大きい場合は、協議自体行いません。その場合は、再度、一般競争、指名競争入札に付すことになります。本件の場合、差が大きく無かつたため、協議に入り不落隨契が成立しました。
・工期的にひっ迫した状況での契約だったのか。	・大規模な工事で、工期も厳しいものでした。すぐに契約しないと年度内での完成は困難です。
・誰が不落隨契の判断をするのか。	・一義的には、経理管財課長が判断します。過去の経過もあり、真にやむを得ない場合のみ慎重に検討の上、不落隨契を行っています。不落隨契に至らない場合は、もう一度入札になります。工事によっては、年度内に出来ないという事で翌年度回しになります。 そのため、適正な積算・工期設定を契約担当課として工事主管課に要請しているところです。

6 その他

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
・工事によって違うと思うが、一般的な状況で落札率の上昇や業者が入札したがらない状況等、建設工事全体でどういう状況か。オリンピックの関連工事等で大田区の工事に影響が出ていないか。	・業種によって発注件数が多いものは、業者側もよりやりたい案件を選んでいたり、空いている技術者がいないなどで、参加数が伸びない状況が考えられます。同種・同規模の工事が多く発注されますと、同種の開札結果が参考となることや、また、下請けの金額も上昇など、入札額を押し上げる一因となっていると思われます。また、工期が厳しい案件は、工期に遅れた場合は、指名停止になるため、業者もより慎重になっているのでは。
・随意契約の契約率については、表示の方法を考えるなり工夫した方が良いのでは。全体の平均落札率の表示についても、入札分とは、元々異なるので、総件数のところに加えない方が良い。	・不落隨契と当初からの随意契約は違いますので、分けて表記する等検討します。

平成29年度第1回委員会を平成29年7月～8月に開催予定。